



## 継続検査の有効期間伸長に関するお知らせ

## ～エコカー減税関係～

4月1日以降システム機能追加しました。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、当該有効期間を令和2年4月30日まで伸長し、年度末に集中する申請の分散を図っております。皆様におかれましては、年度末の申請を避け、4月中の申請にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、伸長対象車両であって、初回継続検査時の自動車重量税の免税となる車両については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過したとしても、伸長手続きを行うことにより、免税の措置を受けられます※ので、今一度、ご確認頂きますようお願いいたします。

また、車検証の有効期間伸長の有無の意思確認は、継続検査時にお申し出により受け付けておりますので、検査窓口に申請書類を提出される際に、その旨を、職員にお伝え頂きますようお願いいたします。

※

4月1日以降の申請については、システムによる確認機能を追加しております。  
3月中の申請については、申請者においてあらかじめご確認のうえ申請に誤りがないようご注意願います。

備考

[近畿]，新規登録，[OSS]

自動車重量税 免税

[29年度税制]平成29年3月3日 新規登録 免税措置済み

次回継続検査時の免税対象車

検査証記載(例)

継続検査を申請する前に、、、

- 伸長した場合の自賠責保険の加入については、前の自賠責保険の終期から引き続き加入契約の必要がございます。詳しくは、契約先の保険(共済)代理店等にご相談下さい。

自動車検査証の有効期間の伸長について  
～新型コロナウイルス感染拡大防止対策～



国土交通省 車検伸長

検索